

知財法務の勘所Q & A（第96回）

国外サーバからのプログラム及びファイル配信に係る 日本特許権の侵害の成否 ～裁判例紹介（ダウンゴ対FC2事件）～

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安田 達士

弁護士 吉田 崇裕

コメント機能付き動画配信の方法等に関して複数の特許権を有する株式会社ダウンゴ（以下「ダウンゴ」）は、動画配信サービス（以下「FC2サービス」）を提供するFC2, INC.（以下「FC2」）及び株式会社ホームページシステム（以下FC2と総称して「FC2ら」）に対し、2件の特許権侵害差止等請求事件を提起していました。

FC2サービスのコメント配信用サーバが日本国外に存在していたことや、プログラムの配信やコメント配信システムを新たに作り出す行為の一部が日本国外において行われていたことから、これらの事件では、属地主義の原則に照らし、日本の特許発明の「実施」がなされたといえるかが問題となりました。

本稿では、属地主義の考え方や、これらの事件に対して下された地裁・高裁・最高裁の判断及び実務への影響等を紹介します。

Q1 特許権に関する属地主義の原則とは何ですか。

A1 属地主義の原則とは、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められる原則のことをいいます。

日本が、特許権について属地主義の原則を採用していることは、過去の最高裁判例（最判平成9年7月1日（BBS並行輸入事件）、最判平成14年9月26日（カードリーダー事件）など）においても前提とされています。

したがって、属地主義の原則によれば、日本において特許されている発明を日本国外で実施した場合であっても、日本の特許権の侵害とはならないことになります。

Q2 今回の2つの事件では、なぜ属地主義の原則が問題になったのですか。

A2 FC2サービスのサーバが日本国外にあったことにより、対象特許の発明の構成要件の一部が日本国外で実施されていたとも考えられました。